



2026. 4

久御山町 上下水道だより

発行 久御山町事業環境部上下水道課

〒613-8585 久御山町島田ミスノ 38 番地

TEL : 075-631-9987 / 0774-45-3919 FAX : 0774-46-0086

～ 安全・安心な水を未来につなぐ みんなで支えるくみやま水道 ～

物価高騰から暮らしを応援！水道料金の基本料金を減免します！

長引く物価高の影響を受けている住民の皆さまと町内事業者の活動を支援するため、水道料金の減額を実施します。

- ▶ **期 間** 令和8年4・5月分（6月請求分）と6・7月分（8月請求分）
- ▶ **対 象** 本町と給水契約をしている水道使用者
- ▶ **内 容** 水道料金のうち基本料金を4か月分全額免除
※生活困窮世帯などへの減免を受けている人は、8か月分（4月～11月）減額します。
- ▶ **申 込** 不要。減額分を差し引いた額で請求します。
- ▶ **その他** 水道メーター検針時に投函する「ご使用水量のお知らせ」は、減額後の料金になります。

■基本料金一覧表（2か月・税込み）

口径	基本料金	口径	基本料金
20mm以下	2, 6 4 0 円	50mm	6 6, 0 0 0 円
25mm	3, 9 6 0 円	75mm	1 5 8, 4 0 0 円
30mm	7, 9 2 0 円	100mm	2 9 0, 4 0 0 円
40mm	3 1, 6 8 0 円	200mm	1, 3 2 0, 0 0 0 円

■水道料金減額の例

口径 20mm 以下、使用水量 40 m³（2か月）のとき

水道料金	基本料金	2, 6 4 0 円	→	減額後	0 円
	従量料金	4, 6 2 0 円			
	合 計	7, 2 6 0 円	→	減額後	4, 6 2 0 円
					（▲ 2, 6 4 0 円）

■集合住宅に住んでいる人

町と建物オーナーや管理会社（以下「管理会社等」という）が契約しているときは、管理会社等に対して請求する水道料金の基本料金を減額します。管理会社等に水道料金を支払っている人は管理会社等に確認してください（居住者の水道料金が、必ず減額されるわけではありません）。

令和7年度に実施した上下水道事業の広報活動をご紹介します！

上下水道課では、使用者のみなさまに上下水道事業への親しみと理解を深めていただくため、施設見学や各種イベントへの参加を通じて、広報活動を実施しています。

令和7年度に実施した活動をご紹介します。令和8年度の活動につきましては、町広報等でお知らせいたします。

■浄水場見学（7月15日）

東角小学校の4年生を対象に、実際の浄水場施設を見学しながら、地下水の汲み上げ、浄水、配水の行程を学んでいただきました。できたての水も飲んでいただきました。



■水かけまつり（7月31日）

みまきっこまんなか応援まちづくりイベントの水かけまつりに参加し、給水活動及び給水体験ブースでの広報活動をしました。



■ナイトウォーク（10月25日）

歩くまち協議会のイベントのナイトウォークに参加し、久御山町の水（自己水・京都府営水・自己水と府営水のブレンド水）の飲み比べ体験を実施しました。

町内に配水している水はブレンド水ですので、ブレンドする前の水を飲み比べ体験していただく珍しい機会となりました。

■東角校区総合防災訓練（11月1日）

東角校区総合防災訓練に参加し、給水車からの給水及び給水袋の使用について体験いただきました。

実際に災害が発生した際に使用する給水袋を用いて、給水方法や使用方法をご説明し、多くの方に体験いただきました。

■かわまちづくりイベント（11月8日）

久御山町かわまちづくり構想関連のイベントに参加しました。

各ブースへの給水が主ではありましたが、水道メーターの稼働がわかる機器を作成し、今後の広報活動に繋がる機会となりました。

